

平成29年度 青森県 新型インフルエンザ対策 情報伝達訓練の状況

県が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府主催の「新型インフルエンザ等対策訓練」と連動し、市町村、指定地方公共機関及び保健所を対象として実施。

1 実施日・場所

日時：平成29年11月7日（火）※政府訓練と同日

場所：訓練参加者それぞれの執務室

2 訓練想定・状況付与

発生段階が「海外発生期」から「国内感染期」に移行し、政府対策本部が緊急事態宣言を発令し、基本的対処方針を変更したとの想定による。

3 参加機関

県、市町村、※指定地方公共機関

※(公社)青森県医師会、(一社)青森県歯科医師会、(一社)青森県薬剤師会、(公社)青森県看護協会、青森ガス(株)、八戸ガス(株)、弘前ガス(株)、十和田ガス(株)、五所川原ガス(株)、黒石ガス(株)、(一社)青森県エルピーガス協会、十和田観光電鉄(株)、弘南鉄道(株)、津軽鉄道(株)、青い森鉄道(株)、下北交通(株)、弘南バス(株)、(公社)青森県トラック協会、青森県道路公社

4 実施方法等

- ・ 政府訓練において政府対策本部から提供される新型インフルエンザ等対策に関する情報を、県から参加機関へ伝達する。その後、受信報告の確認を行い、連絡系統の検証を行う。
- ・ 県から参加機関への情報伝達に当たっては、夜間・休日や担当者の不在等、様々な場面が想定されるため、複数の伝達手段を確保する観点から、電子メール送信及びファックス送信の両方の方法を用いる。
- ・ 現実の想定に近づけるため、県から参加機関への具体的な連絡時刻は公表しない。
(実施日及び大まかな時間帯は公表)

5 訓練イメージ

